

令和5年第2回神奈川県議会定例会議案

(条例その他 その3)

目 次

番 号	件 名	ページ
定 県 第 56 号 議 案	知事の給与の特例に関する条例	1
定 県 第 57 号 議 案	地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例	2
定 県 第 58 号 議 案	事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	3
定 県 第 59 号 議 案	附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例	4
定 県 第 60 号 議 案	収入証紙に関する条例の一部を改正する条例	5
定 県 第 61 号 議 案	神奈川県手数料条例の一部を改正する条例	6
定 県 第 62 号 議 案	神奈川県看護師等修学資金貸付条例の一部を改正する条例	7
定 県 第 63 号 議 案	神奈川県立の高等学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例	8
定 県 第 64 号 議 案	動産の取得について	9
定 県 第 65 号 議 案	地方独立行政法人神奈川県立病院機構定款の変更について	10

知事の給与の特例に関する条例

令和5年8月分の知事の給料の月額、知事及び副知事の給与等に関する条例（昭和28年神奈川県条例第8号）第1条第1項の規定にかかわらず、同項に定める額からその100分の30に相当する額を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、同項に定める額とする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 知事等の給与の特例に関する条例（令和3年神奈川県条例第13号）は、廃止する。

令和5年6月15日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（提案理由）

県立知的障害者支援施設における不祥事にかんがみ、県政を統轄する知事としての責任を明らかにするため、知事の給与の一部を減額したいので提案するものであります。

地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる 寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等 を定める条例の一部を改正する条例

地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例(平成24年神奈川県条例第39号)の一部を次のように改正する。

別表特定非営利活動法人WE21ジャパンかながわの項、特定非営利活動法人WE21ジャパンひらつかの項、特定非営利活動法人NPOサポートちがさきの項及び特定非営利活動法人アクト川崎の項を削り、同表に次のように加える。

特定非営利活動法人NPOサポートちがさき	茅ヶ崎市円蔵一丁目5番24号サニータウン茅ヶ崎	令和5年8月1日から令和10年7月31日まで
特定非営利活動法人WE21ジャパンかながわ	横浜市神奈川区西神奈川三丁目16番1号	令和5年8月1日から令和10年7月31日まで
特定非営利活動法人WE21ジャパンひらつか	平塚市代官町11番30号	令和5年8月1日から令和10年7月31日まで

附 則

- この条例は、令和5年8月1日から施行する。
- 改正前の別表の規定は、この条例の施行の日前に同表特定非営利活動法人WE21ジャパンかながわの項、特定非営利活動法人WE21ジャパンひらつかの項、特定非営利活動法人NPOサポートちがさきの項又は特定非営利活動法人アクト川崎の項に規定する特定非営利活動法人に対して寄附金を支出した場合について、なおその効力を有する。

令和5年6月15日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

個人県民税の税額控除の対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の指定を更新等するため、所要の改正をしたいので提案するものであります。

事務処理の特例に関する条例の一部を 改正する条例

事務処理の特例に関する条例（平成11年神奈川県条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表137の項中「宅地造成等規制法（）」を「宅地造成等規制法の一部を改正する法律附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によることとされる宅地造成工事規制区域の区域内における宅地造成に関する工事等の規制並びに同条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる造成宅地防災区域の指定の効力及び解除並びに造成宅地防災区域内における災害の防止のための措置に係る同法による改正前の宅地造成等規制法（）」に、「及び宅地造成等規制法施行規則」を「並びに宅地造成等規制法施行規則及び畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和5年農林水産省・国土交通省令第3号）による改正前の宅地造成等規制法施行規則」に改め、同表157の項中(1)を削り、(2)を(1)とし、(3)を(2)とし、(4)を削り、同項(5)中「から(4)まで」を「及び(2)」に改め、同項(5)を(3)とする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 所得税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第3号）附則第32条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる土地等の譲渡に係る租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（令和5年政令第145号）第1条の規定による改正前の租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第20条の2第14項の規定による事務については、改正前の別表157の項の規定の例により、同項右欄に掲げる市町村が処理するものとする。

令和5年6月15日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（提案理由）

知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することに関し、対象事務の削除等をするため、所要の改正をしたいので提案するものであります。

附属機関の設置に関する条例の一部を 改正する条例

附属機関の設置に関する条例（昭和28年神奈川県条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表知事の項神奈川県水産審議会の項中「漁業協同組合整備計画並びに漁業構造改善事業の計画の樹立及び実施」を「水産業の振興」に改め、同表知事の項神奈川県いじめ問題再調査会の項の次に次のように加える。

神奈川県障害を理由とする差別の解消のための調整委員会	障害を理由とする差別に関する紛争（知事からあつせんに付されたものに限る。）についてのあつせんを行うこと。	15人以内
----------------------------	--	-------

附 則

この条例は、令和5年8月1日から施行する。ただし、別表知事の項神奈川県水産審議会の項の改正規定は、公布の日から施行する。

令和5年6月15日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（提案理由）

障害を理由とする差別に関する紛争についてのあつせんを行うため、神奈川県障害を理由とする差別の解消のための調整委員会を条例に基づく附属機関として位置付けるなど、所要の改正をしたいので提案するものであります。

収入証紙に関する条例の一部を改正する 条例

収入証紙に関する条例（昭和39年神奈川県条例第76号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（証紙による収入の方法により徴収する使用料及び手数料）

第2条 証紙による収入の方法により徴収する使用料及び手数料は、別表のとおりとする。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う同法第3条第8号に規定する申請等及び神奈川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成17年神奈川県条例第8号）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う同条例第2条第6号に規定する申請等に係る使用料及び手数料（一般旅券発給手数料を除く。）（次号に掲げるものを除く。）
- (2) 地方自治法第231条の2の2の規定により指定納付受託者が納付の委託を受けた使用料及び手数料

附 則

この条例は、令和5年10月1日から施行する。

令和5年6月15日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（提案理由）

収入証紙により徴収する使用料及び手数料について、指定納付受託者が納付の委託を受けた場合は、収入証紙以外の方法による徴収とするなど、所要の改正をしたいので提案するものであります。

神奈川県手数料条例の一部を改正する条例

神奈川県手数料条例（平成12年神奈川県条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表の8 県土整備局関係の表12の項を次のように改める。

12 削除		
-------	--	--

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 所得税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第3号）附則第32条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる土地等の譲渡に係る租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（令和5年政令第145号）第1条の規定による改正前の租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第20条の2第14項の規定に基づく要件に該当する事業であることについての認定の申請に対する審査に係る手数料については、なお従前の例による。

令和5年6月15日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（提案理由）

租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、特定の民間再開発事業認定申請手数料を削除するため、所要の改正をしたいので提案するものであります。

神奈川県看護師等修学資金貸付条例の 一部を改正する条例

神奈川県看護師等修学資金貸付条例（昭和39年神奈川県条例第40号）の一部を次のように改正する。
第2条第1項第1号ウ中「卒業した」を「卒業し、又はその課程を修了した」に改め、同項に次の1号を加える。

- (3) 保健師修学資金 第1号ア及びイに該当する者で、養成施設を卒業し、又はその課程を修了した後、県内の地方公共団体において保健師の業務に従事する意思を有する者

第4条第1項に次の1号を加える。

- (3) 保健師修学資金 月額40,000円

第5条及び第7条第3号中「卒業する」を「卒業し、又はその課程を修了する」に改める。

第9条各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、保健師修学資金の貸付けを受けた者にあつては、第4号又は第5号に該当することとなつた場合に限る。

第9条第1号中「及び第3号」を「から第4号まで」に改め、同条第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 県内の地方公共団体において引き続き5年間保健師の業務に従事したとき。

第10条第1号中「第3号まで」を「第4号まで」に改め、同条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 保健師修学資金の貸付けを受けた者が、前条第1号から第3号までのいずれかに該当することとなつたとき。

附 則

この条例は、令和5年9月1日から施行する。

令和5年6月15日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

神奈川県看護師等修学資金貸付金の保健師修学資金制度の新設等について、所要の改正をしたいので提案するものであります。

神奈川県立の高等学校等の設置に関する 条例の一部を改正する条例

神奈川県立の高等学校等の設置に関する条例（昭和39年神奈川県条例第68号）の一部を次のように改正する。

別表第1 神奈川県立厚木高等学校の項の次に次のように加える。

神奈川県立厚木王子高等学校	厚木市王子一丁目1番1号
---------------	--------------

別表第1 神奈川県立厚木東高等学校の項及び神奈川県立厚木商業高等学校の項を削る。

附 則

この条例は、令和5年11月1日から施行する。ただし、別表第1 神奈川県立厚木東高等学校の項及び神奈川県立厚木商業高等学校の項を削る改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

令和5年6月15日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（提案理由）

県立高校改革実施計画に基づく再編・統合による県立の高等学校の設置等を行うため、所要の改正をしたいので提案するものであります。

動産の取得について

動産買入れのため、次により契約を締結するものとする。

- 1 品 目 行政備蓄用ゾフルーザ錠20mg
- 2 契約者名 塩野義製薬株式会社
代表取締役会長兼社長 手代木 功
- 3 契約金額 2億2,439万8,889円

令和5年6月15日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

新型インフルエンザ対策に係る行政備蓄用抗インフルエンザウイルス薬（ゾフルーザ）買入れのため契約を締結したいので、議会の議決に付すべき事件等に関する条例第3条第1項の規定により提案するものであります。

地方独立行政法人神奈川県立病院機構 定款の変更について

地方独立行政法人神奈川県立病院機構定款の一部を次のように変更する。

別表第2建物の項精神医療センター（旧 精神医療センター芹香病院）の項中

温室	を	温室 (令和4年11月除却)	に改める。
温室		温室 (令和4年11月除却)	
収納庫		収納庫 (令和4年11月除却)	

附 則

この定款は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第8条第2項の規定による総務大臣の認可の日から施行する。

令和5年6月15日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

精神医療センターの温室等の除却工事が完了したことに伴い、地方独立行政法人神奈川県立病院機構が県から承継した資産を除却したため、地方独立行政法人神奈川県立病院機構定款を変更したいので、地方独立行政法人法第8条第2項の規定により提案するものであります。

